

平成 30 年度

事業計画

社会福祉法人 北斗文化学園福祉会

## 1. 事業年度

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 2. 施設

名称：ほくと保育園

～ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づく児童福祉施設(保育所)

所在地：北海道室蘭市高砂町3丁目11番48号

## 3. 事業の目的

- (1) 産休明けの乳児から就学前までの幼児を対象とし、就労等による保育を希望する家庭の育児支援を行う。また、子どもの発育過程に応じた保育を行い、保護者との情報交換を大切にしながら、心身ともに健やかに育成されるよう支援を行っていく。
- (2) 地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者等を支援する福祉サービスを提供する。

## 4. 施設概要

(1) 敷地面積 : 3,399.58m<sup>2</sup>

(2) 建築面積 : 1,451.44m<sup>2</sup>

(3) 延床面積 : 1,328.85m<sup>2</sup>

(4) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート造 平屋建

(5) 定員及び当年度4/1の入所状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
施設利用定員	12名	18名	24名	26名	35名	35名	150名
H30.4.1入所児童数(予定)	13	30	35	26	26	34	164
H29.4.1入所児童数(実績)	10	27	28	24	33	36	158
差引	3	3	7	2	▲7	▲2	6

## (6) 職員数[予算人員]

・平成30年4月1日(予定)

(対前年増減)		(+5)		(-1)				(+4)		(人)	
職種	施設長	保育士	看護師	調理員	補助員	事務員	事務局	計	嘱託医(医・歯)		
在籍数	1	42	5	6	2	1	3	60	2		
(うち休職中)		(2)							(2)		

(ほくと保育園・計57名)

・平成29年4月1日

職種	施設長	保育士	看護師	調理員	補助員	事務員	事務局	計	嘱託医(医・歯)
在籍数	1	37	6	6	2	1	3	56	2
(うち休職中)		(3)						(3)	

(ほくと保育園・計53名)

## 5. 保育計画

(～従来の「保育課程」が大幅に改訂され、新しい・保育指針に基づく「全体的な計画」による)

- (1) 保育理念～ 子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼される保育園、地域に根差す保育園を目指す

(2) 保育方針～ 子どもが健康・安全に過ごせる環境を作り、子どもを心に受けとめ、様々な活動や体験を通じて、豊かな心・主体性が育つよう援助する

- (3) 保育目標 ①心と体が健やかな子ども ②自主的に活動できることも  
③よく考えやり抜く子ども ④学ぶ意欲がある子ども  
⑤人の話を聞き自分の思いを話せるある子ども  
⑥お友達と仲良く遊べる子ども ⑦思いやりがある子ども

(4) 子どもの保育目標(年齢別)

- ・0歳児 ～ 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ
- ・1歳児 ～ 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする
- ・2歳児 ～ 象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する
- ・3歳児 ～ 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する
- ・4歳児 ～ 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする
- ・5歳児 ～ 集団生活の中で自律的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる

このほか、新・保育指針に基づき、

「保育所保育に関する基本原則/役割目標」、「保育所の社会的責任」

「養護」と「教育」、「小学校との連携(接続)」

「健康支援(発育・発達状況の把握、健康診断、疾病対応)」、「食育の推進」、

「環境・衛生管理」、「災害への備え」、「職員の資質向上」、

「情報公開等」、「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加(保育士確保による乳児・3歳未満児の受入れ推進、町会・老人会等との地域連携)」、

「特色ある教育と保育(運動教室による体力作り)、茶道体験、0歳児からの歯みがき)」

「自己評価(保育園全体の評価作業と個別保育士の自己評価)」

等について[別添のとおり]策定した。

**6. 保育時間等：**

開所時間 午前7時30分～午後7時30分

保育時間 午前8時30分～午後4時30分

**7. 特別保育事業：**

「乳児保育」、「障害児保育」、「病児保育(自園・体調不良児対応型)」

「延長保育」	①保育標準時間認定	18:30～19:30
	②保育短時間認定	7:30～8:30及び16:30～19:30

**8. 完全給食の実施等**

～食育の推進と安全・安心な食事を提供し、3歳以上児では継続して完全給食を実施する。

「食育だより」の発行

## 9. 安全、事故防止対策

～避難訓練(火災、地震など毎月)、「不審者侵入対応訓練(室蘭警察署の協力)」、消防設備点検(年2回)、職員検便(毎月)～H29.10月から「ノロウイルス抗原定性検査」を実施、SIDS(乳幼児突然死症候群)予防点検～0歳児:毎日)、「ヒヤリハット集計・分析(四半期ごと)」、自主点検チェック表(毎月:安全点検、遊具)、「お迎え時の保護者確認の徹底(H29.1月から専任の「補助員」を配置)」

## 10. 地域との交流

定款第3条第2項～  
『地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者等(障害者、子育て世代)に無料又は低額な料金での福祉サービスを提供する』

### (1) 地域社会に貢献する取り組み

- ～保育園の施設・設備などを、地域の「高齢者と住民の交流の場」に提供する
- ・ステージや園庭などを町会・ボランティア等の行事に活用してもらう。
  - ・年1回～2回程度
  - ・基本的に無料
- ※H29は、「高砂ふれあい日本舞踊の会」による発表会あり

### (2) 地域の人たちや様々な団体等との交流

- ・「観劇、発表会総練習」を公開、「地域の方参観日」
- ・「七夕祭り」での地域訪問、地域のお祭りに児童が参加
- ・「室蘭市民オーケストラ」に練習会場を提供(夜間にホールを貸出し、H26から毎月2回程度)

## 11. 「小学校との連携」

～「保育園だより」と「学校だより」の交換・掲示、各校(高砂・水元・聾学校)の学芸会見学や児童交流フェスティバルへの参加、小学校参観日に参加(職員)

## 12. 主な行事予定

### (1) 「恒例行事等」

～入園式、卒園式、お誕生会(各月)、聾学校との交流(各月)、餅つき(5月)、七夕会、夕涼み会、運動会(9月)、ビオトープ体験・バス遠足・芋掘り(6月～10月)、発表会(12月)、そり滑り(1月)、お茶会(2月)、ひな祭り会(3月)、健康診断、歯科検診、交通安全教室

### (2) 「世代間交流」

～老人施設との交流、卒園児との交流、東翔高校プラスバンド部及び海星学院高校茶道部との交流

### (3) 「その他」

～ろう学校との交流(相互訪問、「水ろうフェスティバル」、「学芸会」)  
“歩いて”市場見学、“路線バスに乗って”中島神社・中島公園ほか

### 13. 職員研修(予定)

～国の加算の対象となる「指定研修」のほか、

職場内及び外部研修の受講を通じて、職員の意欲や専門性の向上を図る。

併せて、『研修履歴』を職位の発令要件としていることから、その成果が生かせるよう個人別の「キャリア・パス」を構築していく。

◆「職場外研修」～ 道社協・道保協などの「指定研修」、民間やNPOなどによる研修を受講

◆「職場内研修」～ ①OJT活用により、保育現場の実践に生かしていく。

②外部から講師を招き、さらなるスキルアップをめざした研修を実施する。

[外部講師を招く研修(職場内研修)のうち主なもの]

・「ベビーヨガ」研修(新規、年3回程度実施、保護者も参加)

・「障がい児保育」研修(年3回程度実施、H27からの継続で4年目)

～伊達高等養護学校校長(小島義勝氏)『グッドイナフ：絵でわかること』ほか

・「保育士のメンタルヘルス」(年3回程度実施、H27からの継続)

～保育心理士による研修

ほくと保育園 平成30年度 全体的な計画

平成30年4月1日現在

保育理念	子ども1人1人を大切にし、保護者から信頼される保育園、地域に根ざす保育園を目指す				保育目標	・心と体が健やかな子ども・自主的に活動できる子ども・よく考えやり抜く子ども・学ぶ意欲がある子ども ・人の話を聞き自分の思いを話せる子ども・お友達と仲良く遊べる子ども・思いやりがある子ども				
保育方針	子どもが健康・安全に過ごせる環境を作り、子どもの心を受け止め、様々な活動や体験を通じて、豊かな心や自主性が育つように援助する。									
子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画等は別紙)	乳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ			3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する				
	1歳児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする			4歳児	信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする				
	2歳児	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する			5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる				
■保育所保育に関する基本原則／役割目標	■保育の方法／環境		■保育所の社会的責任	■養護に関する基本的事項	■保育の計画と評価	■幼児教育を行う施設として共有すべき事項		◎小学校との連携(接続)		
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。	健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるよう、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。		人権に配慮する。子どもの人格を尊重し保育を行う。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。	養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。	保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。	生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一貫的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。		保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、主体的な生活態度などの基礎を育む。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにする。		
■保育の目標	ア 子どもが現在最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ) 心身の健康の基礎を培う (ウ) 愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ) 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ) 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う				イ 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。					
■養護(保育士が行う事項)	年齢	乳児	1歳児(満1歳より)	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	◎小学校以上との連携に鑑みて		
	生命的の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」につながるものである。		
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ			
◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)										
◎教育 (園児が環境に適応する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参考)  ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。	(乳児) 3つの視点	乳児	(満1-3歳未満児) 5領域	1歳児(満1歳より)	2歳児	(3-5歳児) 5領域	3歳児	4歳児	5歳児	
	健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	
	身近な人と気持ちが通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●哺育の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりの増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成	
		●好奇心を高める	環境	●自然事象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	●道徳性・規範意識の芽生え	
	身近なものと関わり感性が育つ	●身近なものと関わり感性が育つ ●身体の諸感覚認識による表現	言葉	●言葉の獲得 ●話はじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得 ●文字や数字の獲得による遊びの発展	●社会生活の関わり ●思考力の芽生え ●自然との関わり・生命尊重	
		●いろいろな素材を楽しむ	表現	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	表現	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現 ●ダイナミックな表現 ●感動の共有	●ダイナミックな表現 ●感動の共有	●言葉による伝え合い ●豊かな感性と表現	
★健康支援／状態把握・増進・疾病対応	★食育の推進(食育計画別紙)			★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)			★災害への備え(避難計画等別紙)	◆子育て支援(子育て支援計画別紙)	△職員の資質向上(研修計画別紙)	
●病児保育担当看護師が発育発達状態を継続的にデータ入力し把握する ●嘱託医の健康診断(内科・歯科) ●登園・保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●保健だよりの発行 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便 ●SIDSの確認と記入	●食育活動の実施 ●全国児へ炊き立て米飯の提供 ●行事食の提供 ●煙作りの実施 ●クッキング保育の実施			●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●感染予防対策指針の実施及び保護者との情報共有 ●安全衛生委員会による職場巡回 ●リスクマネジメント委員会による「年齢別チェックリスト」の記入 ●ヒヤリハットの記入及び四半期ごとに集計しグラフ化			●月1～2回の避難訓練の実施 ●火災、地震、津波、暴風雪、土曜日、残留、不審者対応、Jアラート発生、近隣火災) ●消防署視察 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄	教育及び児童福祉としての保育と、子育て支援の連携が図られ、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。	質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。職員による国内研修、専門講師を招いての国内研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。	
情報公開等	●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員 ●看護師の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設				特色ある教育と保育	●運動教室による体作り ●茶道教室体験(5歳児) ●0歳児からの歯磨きの取り組み				
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。連合町会との連携行事、町内会の敬老会等の地域の行事に参加する。(社会及び地域貢献)。				研修計画	●保育指針対応の園外・園内研修 ●道社協・道保協研修への積極的参加 ●講師を招いての園内研修 ●他施設視察見学				
自己評価等	●保育所の評価(全体の反省により全体計画等へ反映する) ●自己チェックリストでの保育士自己評価(自己評価と子どもの評価の確立)及び全員の評価をデータ化 ●危機管理マニュアルの作成、習得				保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△					